木曽岬干拓地整備事業(第2期)環境影響評価方法書 三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時: 令和4年1月28日(金)10:00~11:40

場所:三重県勤労者福祉会館 第2教室

委員:資料に実際に設置されている沈砂池の写真をお示しいただきましたが、この沈砂池がある干拓地北側は、今回の事業と同様の工事を行っていて、沈砂池も同じ目的で設置されているということですか。

事業者:その通りです。

委員:津波の影響について、南側には民家が無いため大丈夫だという見解を頂きましたが、 愛知県側への影響はどのように考えているか教えていただけますか。

事業者: 干拓地全体が堤防に囲まれています。委員会資料3の別紙を見ていただくと、愛知県弥富市は右側になりますが、干拓地全体が7m程度の堤防で囲まれています。特に愛知県側の堤防については、愛知県が耐震補強工事を行っていますので、愛知県側への影響は考えていません。

委員:生態系の注目種を選定していますが、チュウヒ・オオタカ、カヤネズミ、オオヨシキリ、ヨシ等というように選ばれています。生態系のピラミッドを想定して選んでいると思っていますが、そのような説明がないように思います。上位性の猛禽類を支える基盤として注目種があるという位置づけが示されていないと思います。最終的にチュウヒを支える餌環境がどうあって、生態系がどのようになっているか評価をしなければならないと思います。

景観については前回の委員会でも指摘しましたが、土地の造成については景観に影響がないのかもしれませんが、そこに建物を建設したら高さが上がるわけです。土地造成だけということで景観の予測を行って、影響がないという評価をしてしまって、後々に建物が建設できないということや、利用者が困るということにはなりませんか。

事業者:まず、生態系に関するご質問について、方法書 p3-66~67 をご覧ください。方法書の段階では、既存の文献資料によって木曽岬干拓地にどのような生物が生息する可能性があるのかピックアップしていますが、その中で注目種としてどのような種を抽出するのか、p3-66 に記載しています。この考え方に基づいて p3-67 でチュウヒ・オオタカ等の猛禽類、カヤネズミ・オオヨシキリ、ヨシ等の湿性草本群落、文献レベルの情報では、こういった注目種が候補として考えられるというものを、抽出した理由とあわせて方法書に記載しています。これから現地調査を進めてくことで、チュウヒやオオタカといった猛禽類がどのような生活をしているのか、カヤネズミやオオヨシキリ、これはヨシ群落を代表する種ですが、こういった動植物がどのような場所に生育・生息しているのか実際に

調査し、生態系を予測・評価するための食物連鎖の状況を調査結果に基づいて構築させていただきます。それに基づいて、予測・評価を行っていこうと考えておりますので、準備書におきましては、もう少しわかりやすく、図表等も用いてどのような構造になっているのか、お示ししようと考えております。

- 事業者:その後の土地利用において、どのような建物が建つのかを想定してということですが、ストックヤード供用終了後の土地利用が決まっていない状況ですので、現時点でそれを見据えた評価を行うことは難しいと考えています。環境影響評価条例の手続きとして、事業計画を変更したときは、軽微な変更であるか、再アセスか判定するということになりますので、新たな土地利用計画が決定した時点で事務局と協議して、条例上必要な手続きをとることになると考えております。
- 委員:後半のお答えについては、5m ならよいのか、10mならよいのか、具体的な建物でなくても何階建てまでであれば景観に影響がないというような評価はできるのではないかと思います。
- 委員:軽微な変更にあたるのか、そうではないのか、判断はどのようにされるのですか。軽 微な変更の場合は、環境への影響について検討されるのか、説明していただけますか。
- 事業者:新しい土地利用計画の中身によっても変わってくると思いますので、事務局とも協議して、必要な手続きをとるという方針でいます。どれが軽微な変更にあたるのか、再評価が必要かは事業者ではお答えしづらい部分もありますので、事務局から説明頂ければと思います。
- 事務局:本事業はストックヤードの造成事業であり、その後の土地利用は決定しておりませんが、ストックヤードの供用中に、今後の土地利用が決定するものと考えられます。その際には、ストックヤードから事業計画が変更されることになりますので、環境影響評価条例上、変更の届出あるいは再アセスを行う必要が生じると思われます。例えば変更の届出であれば、環境に及ぼす影響が軽微かどうか、資料の提出を求めることになりますので、その段階で事業者に説明を頂くことになります。また、例として敷地面積が20haを超えるような工場が立地するような場合は、条例に基づく対象事業として環境影響評価を行う必要がありますので、景観も含めて再度アセス手続きを行っていただきます。
- 委員:手続きとしてはわかりましたが、何 m の建物ができた場合に、どのような影響が生じると示したうえで、計画を進める方がよいのではないかと思います。
- 委員:ベイトトラップのことですが、地表性昆虫を対象とした調査で、誘引剤として糖蜜を 使うのは珍しいように思ったのですが、腐肉などではないのですか。
- 事業者:参考までに、国土交通省の「河川水辺の国勢調査」で行われている陸生昆虫類の調査では、マニュアル上、トラップには誘引剤を入れないということになっています。「河川水辺の国勢調査」では、自然の状態で落ちてくるものを捕るという調査ですので、そのようなやり方をします。誘引しようとする場合ですが、これまでも糖蜜を使用した調査を

- 行っていますが、様々な方法がありますので、逆にご助言を頂ければありがたいと思います。
- 委員:糖蜜だとアリのようなものがたくさん入る気がします。地表性の昆虫というと、私の 感覚ではオサムシやゴミムシのようなものだと思いますから、そういう場合は腐肉や、糞 虫の場合は糞の方がよいのか、ターゲットをある程度想定されて誘引剤を使われた方が よいと思います。なにも入れないという方法も一つだと思いますが、ターゲットによって 変わるものと思います。
- 事業者: ターゲットを絞りすぎると、その種だけが集まってしまうというご指摘だと思いますが、昆虫類は春以降に調査を行うことになりますので、誘引剤を複数の種類使用することも含めて考えてまいります。
- 委員:コチョウゲンボウの塒(ねぐら)についての言及が方法書に無いような気がしますが、第一期事業の評価書では大事であるということになっていたと思います。コチョウゲンボウだけでなく、チュウヒの塒もしかりです。そこで、保全区に植樹をするような計画があったと思いますが、コチョウゲンボウの塒について、調査や予測・評価を行う必要がないかお伺いします。
- 事業者:既往のアセス図書でコチョウゲンボウの塒に関する記述があったことは承知しています。鳥類調査ではコチョウゲンボウも含め、環境調査で確認された種を注視しながら、どこを飛んでいるのか、とまっているのか、記録していくことを考えています。既往のアセス調査時点からの変化点としては、伊勢湾岸道が供用しているということもあり、コチョウゲンボウは人工物を利用して生活する習性もありますので、構造物にとまる状況も含めて記録してまいりたいと思っているところです。
- 委員:人工物というのは営巣地のことではありませんか。人工物でも冬季の集団塒を形成するものなのですか。
- 事業者:いまの回答は集団塒ということではなく、どこで生活しているかは一般的な調査で 把握できると考えており、繁殖地に関しては餌を運んでいく状況で把握できると考えて います。
- 委員:繁殖地の話ではなく、冬季の集団塒の話をしています。その調査、予測・評価をしていただきたいということです。チュウヒについても同様で、繁殖の状況だけでなく、冬季は数が増えると思うので、越冬のところもしっかり調査していただきたいと思います。
- 事業者:そういった観点で、鳥類調査時には、どのような飛び方をしているのか、どういった場所や茂みに入っていくのかを含めて観測してまいりたいと考えております。
- 委員: それをしっかりと予測・評価していただきたいと思います。よろしくお願いします。 チュウヒの保全区に関して、第一期事業の際の評価書ではチュウヒ 3 つがいの繁殖を目 指しておられたということですが、資料を見る限り、その後に繁殖が成功していないと思 います。これは 3 つがいが繁殖できるという予測自体が誤っているというように思いま す。今回の第二期事業の予測・評価にあたって、全く同じ手法で予測・評価を行っていた

だくことはよくないのではないか。方法書の段階で数値を入れた、もう少し具体的な予測・評価の手法を述べるべきだと思います。特にこの部分については、どういう餌がどれだけ、どこにあればチュウヒ 1 つがいが繁殖できるのか示しておかないと、後からそれに合わせて繁殖できますということでは、よろしくないと思います。過去の例を見ると、メガソーラーがある区域、運動広場の区域、農業体験広場の区域、保全区の区域に分けたとすると、同じ年度に同じ区域で 2 以上の営巣は確認できません。河北潟のように高密度で営巣できるようなことが木曽岬干拓地ではなくて、広い場所がないと営巣できないのではないかと思います。そうだとすると、第一期事業の際の予測・評価の方法は、そういった点でも間違っているのではないかと思うのですが、どう思われますか。

事業者:いただいたご指摘の内容や、既往のアセスの手法、これまでのモニタリング調査結果などを踏まえ、実際の予測手法を決めていきたいと考えているところです。

委員:本来であれば方法書の段階で定めておくべきことだと、私は強く思っています。それから、工業用地は緑地率が決まっているのではありませんか。あまり詳しくはありませんが、そのような条件があって工場を配置される際に、南側を緑地にするということにすれば、保全区に与える影響が少しでも小さくなると思います。そういうことを、あらかじめ買主に要請はできますか。もし、そういうことができるのであれば、それも含めて予測・評価していただきたいと思いますが、いかがですか。

事業者:緑地率については、開発許可に関係しますので、担当部局に確認しないと、この場ではお答えできません。北側の土地については工業団地になっておりますが、周辺に緑地帯を残しておりまして、その部分も大きい面積です。今後の事業区域も堤防の強度の問題もあり、堤防からの距離をとって緑地帯を残しながら盛土をすることになると思います。委員:いまお答えできないこともあるとは思いますが、計画が進むにつれて南側をなるべく触らないようにしていただければと思います。

※希少種等保護のため、質疑概要の一部を非公開としています

委員: さきほど申し上げたこととも関連しますが、前回配布いただいた非公開資料 p148 にある繁殖確認状況について、これは繁殖ではなく営巣していれば、あるいは営巣が推定できれば★印がつくということだと思います。中には繁殖が成功しているものもあるとは思いますが、令和2年度の保全区の状況を見ると、繁殖は成功していなくて、餌運びが2回確認されたということだと思うのですが、これは、幼鳥は巣立っているのですか。

事業者:チュウヒに関しては、令和2年度は営巣しましたが、繁殖はしていません。オオタカについては幼鳥を確認しています。

委員:繁殖は成功していないということなので、そのような中で事業を進めてしまうことを 危惧しているのですが大丈夫ですか。成功してから事業を行うべきだと思いますが、何か コメントを頂けますか。 事業者:今年度の冬季の調査を始めていますが、チュウヒは飛来してきていて、飛んでいる 姿はかなり確認されて、塒入りしていることもつかんでいます。令和 2 年度は巣を作り かけて、うまくいかなかったということで残念な結果に終わっていますが、様々な要因が あると考えられますので、準備書では、しっかりと分析して、お示ししていきたいと考え ています。

委員:よく調べていただいて、この場所でチュウヒの営巣が継続するようにしていただきた いと思います。